

令和6年度 部活動に係る活動方針

岩手県立岩谷堂高等学校

1 活動の方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務づけたり、活動を強制したりしないよう留意し、健全で適切な部活動体制を推進する。
- (2) 生徒の心身のバランスに考慮し、健全な成長の確保の観点から休養日や活動時間を適切に設定する。
- (3) 過度の練習が生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動を積極的に取り入れ、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるような指導を行う。
- (4) 顧問は生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、目標が達成できるよう指導方法を工夫するとともに、生徒の健康・安全を第一に考えた活動を行う。

2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日
週1日以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上の休養日の設定に努める。
- (2) 活動時間
1日の活動時間は、平日2時間程度、休日及び長期休業中は3時間程度を目安とするが、競技種目の特色を考慮する。
- (3) 定期考查の1週間前から考查終了までは、原則として部活動を停止する。大会等がある場合は特別活動願いを申請する。

3 部活動運営について

- (1) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供する。
- (2) 部活動顧問等指導者による体罰や生徒の人格を傷つける言動等の不適切な指導を根絶する。
- (3) 生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応する。特に熱中症等気温が著しく上昇し、体調を崩すような厳しい環境下での活動は原則として行わない。
- (4) 活動中の事故未然防止に留意し、定期的に施設・設備の点検を実施し、安全を確保する。